

# ライフジャケット着用 義務拡大がスタート！

船舶職員及び小型船舶操縦士法施行規則が改正されたことにより、平成30年2月1日以降、小型船舶の暴露甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になりました！



違反すると処分があります！

違反した船長には違反点数2点が課され、かつ再教育講習を受けなければなりません。

5点以上累積すると行政処分の対象となります。

改正されたライフジャケット着用義務違反については、平成34年2月1日から違反点数の付与開始

詳しくは、国土交通省海事局ホームページへ

[http://www.milt.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000018.html](http://www.milt.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)



命を守るために正しく着用を！

法令適用の有無に関わらず、自分の命を守るためライフジャケットを常時正しく着用しましょう。

- ・ファスナーやベルトは、  
**脱げないようにしっかり締める！**
- ・膨張型は、**定期的にメンテナンスをする！**  
メンテナンス：気室の傷、ポンベ、スプールの異常の有無

お問い合わせは **第一管区海上保安本部交通部**

電話 0134-27-0118 (内線2643,2644)

海の安全情報(スマホ) <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



海難隻数及び海難による死者・  
行方不明者数(速報値)

1月	8隻、0人
平成30年累計	8隻、0人